

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

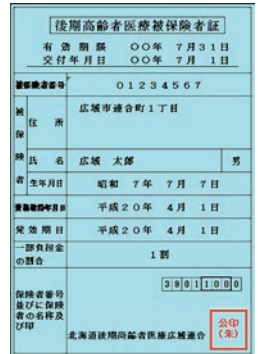
## ～ 保険証（被保険者証）の一斉更新について ～

### ■ 保険証が新しくなります（黄色→水色）

現在、ご使用の黄色の保険証の有効期限が令和6年7月31日(水)をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら水色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、令和7年7月31日です。
- 保険証が廃止される令和6年12月1日までは、紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、福祉課国民健康保険係までご連絡ください。



### 新しい保険証は水色です

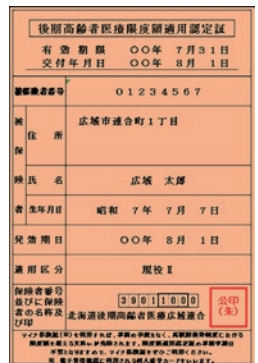
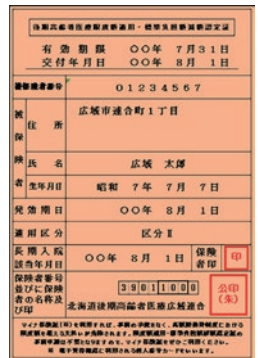
### ■ 減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）、限度証（限度額適用認定証）も新しくなります（黄緑色⇒橙色）

現在、ご使用の黄緑色の減額認定証および限度証の有効期限が、令和6年7月31日(水)をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

すでに交付されている方へは、7月中に減額認定証および限度証を交付しますので、8月1日(木)からは橙色の減額認定証および限度証をご使用ください。

新たに必要となる方は、福祉課国民健康保険係へ申請してください。

※有効期間は1年間です。



#### ◆減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	○ 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	○ 世帯全員の所得が0円の方 ※公的年金控除は80万円を適用 ※給与と所得がある場合、その金額から10万円を控除
	○ 老齢福祉年金を受給されている方

#### ◆限度証の交付対象…次の3区分のうち、現役並みⅠ、または現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税の課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

### 新しい減額認定証および限度証は橙色です

### 7月の保険証送付時に個人番号の下4ケタをお知らせしますので確認ください

7月中に新しい保険証を発送しますが、その際に個人番号の下4ケタをあわせてお知らせしますので、お持ちのマイナンバーカードや通知カードに記載の番号と間違いがないか、ご確認ください。

お問い合わせ先	福祉課国民健康保険係 ☎ 47-4682 (直通)
	〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601